

神戸女子大学大学院学則

第1章 総 則

(大学院の目的)

- 第1条** 神戸女子大学大学院(以下「大学院」という。)は、本学の建学精神に基づき、専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の向上進展に寄与することを目的とする。
- 2 本大学院の設置する各専攻における人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的については別に定める。

(自己点検及び評価)

- 第1条の2** 本大学院の教育研究水準の向上をはかり、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

(課程と目的)

- 第2条** 大学院に、修士課程及び博士課程を置く。
- 2 博士課程は、博士前期課程と博士後期課程に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として扱う。
- 3 修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専門分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。
- 4 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(修業年限)

- 第3条** 修士課程の標準修業年限は2年とする。
- 2 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年とする。
- 3 標準修業年限で課程を修了することが困難であり、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修する者(以下、「長期履修学生」と呼ぶ)の修業年限は、修士課程及び博士前期課程においては3年又は4年、博士後期課程においては4年、5年又は6年とする。長期履修学生に関する取扱いについては別に定める。

(在学年数)

- 第4条** 大学院における在学年数は、修士課程及び博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えて在学することはできない。

(研究科)

- 第5条** 大学院に、次の研究科を置く。

家政学研究科

文学研究科

健康栄養学研究科

看護学研究科

(専攻)

第6条 各研究科の専攻は、次のとおりとする。

研究科	専攻
家 政 学 研 究 科	食物栄養学専攻
	生活造形学専攻
文 学 研 究 科	日 本 文 学 専 攻
	英 文 学 専 攻
	日 本 史 学 専 攻
	教 育 学 専 攻
健康栄養学研究科	健康栄養学専攻
看 護 学 研 究 科	看 護 学 専 攻

(学生定員)

第7条 研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程又は 博士前期課程		博士後期課程		合計 収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
家 政 学 研 究 科	食物栄養学専攻	8名	16名	2名	6名	22名
	生活造形学専攻	6	12	2	6	18
文 学 研 究 科	日 本 文 学 専 攻	4	8	2	6	14
	英 文 学 専 攻	4	8	2	6	14
	日 本 史 学 専 攻	4	8	2	6	14
	教 育 学 専 攻	4	8	2	6	14
健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	4	8	—	—	8
看 護 学 研 究 科	看 護 学 専 攻	8	16	3	9	25
合計		42	84	15	45	129

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を次の2期に分ける。

- (1) 前 期 4月1日から原則として同年9月30日まで
- (2) 後 期 原則として10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 創立記念日11月11日
 - (4) 春季、夏季および冬季休業日に関しては、別に定める本学の学年暦による。
- 2 必要が有る場合、前項の休業日を変更し、授業を行うことがある。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第3章 入学、編入学、再入学、退学、休学、復学及び除籍

(入学の時期)

第11条 入学の時期は学年の初めとする。

(入学資格)

第12条 本大学院の修士課程及び博士前期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 学士の学位を有する者
 - (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したと本大学院において認められた者
 - (5) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 大学院の博士後期課程への進学及び編入学をすることのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。ただし、看護学研究科看護学専攻博士後期課程においては、女子に限定しない。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第13条 大学院に入学を志願する者は、大学院所定の入学手続きによって願い出るものとする。

(入学の選考)

第14条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、学力及び人物について選考する。

(入学許可)

第15条 前条の選考の結果、合格した者は入学金並びに授業料、教育・施設充実費（以下「授業料等」という。）を納入し、所定の入学手続きをしなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、その事由を明記し、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

- 2 退学に関するその他の事項は、別に定める。

(再入学)

第16条の2 本大学院を退学した者が、再入学を希望する場合は、保証人連署の上願い出て、許可を受けなければならない。

2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年次については、学長が決定する。

(休学)

第17条 疾病その他のやむを得ない事由により、長期にわたり修学することのできない者は、その事由を明記し、学長に休学を願い出て、その許可を得なければならない。

(休学の期間)

第18条 休学の期間は、修士課程及び博士前期課程にあつては通算2年、博士後期課程にあつては通算3年を超えることができない。

2 休学の期間は在学年数に算入しない。

3 休学に関するその他の事項は、別に定める。

(復学)

第19条 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

2 復学に関するその他の事項は、別に定める。

(除籍)

第20条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第4条に規定する在学年限を超えた者

(2) 第18条第1項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

2 除籍に関するその他の事項は、別に定める。

第4章 教育課程、履修方法及び教育方法の特例

(教育課程及び履修方法)

第21条 専攻の授業科目、単位数及び履修方法については、別表においてこれを定める。

2 単位数の計算については、神戸女子大学学則第22条を準用する。

3 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 本学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

5 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(教育方法の特例)

第21条の2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第21条の3 教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。）との協定に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることがある。ただし、認定できる単位数は15単位を上限とする。

(入学前の大学院における授業科目の履修)

第21条の4 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に、本大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、15単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。なお、本条及び前条において、本学において修得したとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

第5章 課程の修了及び学位授与

(課程修了の要件)

第22条 修士課程及び博士前期課程の修了には、大学院に2年以上在学し、家政学研究科にあつては食物栄養学専攻34単位以上、生活造形学専攻32単位以上、文学研究科にあつては40単位以上、健康栄養学研究科にあつては健康栄養学専攻30単位以上、看護学研究科看護学専攻にあつては専門看護師コース40単位以上、研究コース30単位以上を修得し、大学院の行う修士の学位論文（看護学研究科における特定の課題についての研究の成果を含む。）の審査及び最終試験に合格することを必要とする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了には、大学院に5年（博士前期課程の2年を含む。）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文（以下「博士論文」という。）の審査及び試験に合格することを必要とする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、博士前期課程と博士後期課程を通算して3年以上在学すれば足りるものとする。

3 博士後期課程の修了には、家政学研究科及び文学研究科にあつては12単位以上の修得を必要とし、看護学研究科にあつては14単位以上の修得を必要とする。

(学位の授与)

第23条 前条の課程を修了した者に対しては、学位規程に基づき、学長が学位を授与する。

(課程を経ない者の博士学位の授与)

第24条 前条に定めるもののほか、博士の学位は、論文を提出して大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者に対して授与することができる。

(学位の名称等)

第25条 大学院において授与する学位及び専攻分野の名称については、学位規程の定めるところによる。

第6章 教員組織

(教員の組織)

第26条 本大学院における授業及び研究指導を担当する教員は、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)に規定する資格に該当する本学の教授をもってこれに充てる。この場合において、当該授業を担当すべき教授を欠く場合その他特別の事情があるときは、准教授、助教

又は講師をもってこれに充てることができる。

第7章 運営組織

第27条 (削除)

(研究科委員会)

第28条 大学院の各研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、研究科長及び各研究科の授業を担当する専任教員をもって組織する。
- 3 研究科委員会の運営は、研究科の長がこれに当たる。
- 4 研究科委員会は研究科長が招集し、その議長となる。
- 5 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 6 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
 - (1) 学生の褒賞に関する事項
 - (2) 大学院に関する規程の改廃に関する事項
 - (3) その他の教育・研究に関する重要な事項
- 7 大学院担当教員の教育研究業績等の審査に関する内規は別に定める。
- 8 その他研究科委員会の議事運営に関する規程は別に定める。

第8章 入学検定料及び学納金

(入学検定料、学納金の金額)

第29条 本大学院の入学検定料は別表第1のとおりとする。

- 2 本学大学院の学納金は、入学金、授業料、教育・施設充実費、実習費とし、別表第1に定める額とする。なお、長期履修学生の授業料等については、別表第2のとおりとする。ただし、次の各号の一つに該当する時は、この限りではない。
 - (1) 本学を卒業し、修士課程及び博士前期課程に入学する者の入学金は半減するものとする。
 - (2) 本学修士課程及び博士前期課程を修了し、博士後期課程に進学する者については入学金を徴収しない。
 - (3) 再入学を許可された者については、入学金を徴収しない。

(納入時期)

第30条 授業料等は、前・後期に分けて所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 実習費は、実習時期に応じて納入するものとする。

(休学の場合の授業料)

第31条 休学を許可され、また命じられた者については、休学期間中の授業料等は免除されるが、休学中の在籍料として半期単位で3万円を納入しなければならない。

(納入金の不返還)

第32条 納入した入学検定料、学納金は一切返還しない。

第9章 賞 罰

(表彰)

第33条 学生が、学業の極めて優秀なときは、学長はこれを表彰することができる。

(懲戒)

第34条 学生が、大学院学則に違反し、若しくは本学の秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為があったとき、学長はこれを懲戒することができる。

2 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 成業の見込みがないと認められる者

(2) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(3) 正当な理由なく学業を怠る者

4 懲戒に関するその他の事項は、別に定める。

第10章 教育職員免許状

(教育職員免許状)

第35条 教育職員免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 博士前期課程において、当該所要資格を取得できる専修免許状の免許教科等の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類
家政学研究科	食物栄養学専攻	中学校・高等学校家庭 栄養教諭
	生活造形学専攻	中学校・高等学校家庭
文学研究科	日本文学専攻	中学校・高等学校国語
	英文学専攻	中学校・高等学校英語
	日本史学専攻	中学校社会 高等学校地理歴史
	教育学専攻	小学校・幼稚園

第11章 研究生、聴講生、科目等履修生及び単位互換生

(研究生)

第36条 大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考の上研究生として許可することがある。

2 研究生に関し必要な規程は、別に定める。

(聴講生)

第37条 大学院において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、正規の学生の研究に妨げのない限り、選考の上聴講生として許可することがある。

2 聴講生に関し必要な規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第38条 本大学院の一部又は複数の授業科目を履修し、単位の修得を希望する者があるときは、正規の学生の研究に妨げのない限り、選考の上科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な規程は、別に定める。

(単位互換生)

第39条 本大学院に単位互換生制度を設ける。

2 単位互換生の取扱いについては別に定める規程によるものとする。

附則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。(博士課程増設に伴う改正)

附則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。(博士課程増設に伴う改正)

附則

この学則は、平成3年9月19日から施行し、平成3年7月1日から適用する。ただし、第6条表中「英文学専攻」「博士課程」及び第7条表中「英文学専攻」「博士後期課程」については、平成4年4月1日から適用する。

附則

この学則は、平成4年5月14日から施行する。(入学検定料の改正)

附則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。(博士課程増設に伴う改正)

附則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。(地理歴史・公民の課程認定申請に伴う改正)

附則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。(生活造形学専攻修士課程増設に伴う改正)

附則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。(生活造形学専攻の課程認定申請に伴う改正)

附則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。(生活造形学専攻博士課程増設に伴う改正等)

附則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。（昼夜開講制導入に伴う改正等）

附則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。（休学の場合の授業料の改正）

附則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。（休業日の改正・課程の修了及び学位授与・入学検定料等の金額の改正・納付期の改正）

附則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第28条第4項については、平成19年2月22日から適用する。（大学院担当教員の資格審査に関する内規の明文化に伴う改正、学校教育法の一部改正に伴う教員組織の改正及び再入学に関する改正）

附則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成20年5月30日から施行する。（長期履修制度の導入に伴う改正）

附則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。（大学院設置基準の改正及び栄養教諭の課程認定申請に伴う改正）

附則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。（健康栄養学研究科設置に伴う改正）

附則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、この学則の施行前に在学する学生については、従前のとおりとする。（看護学研究科設置に伴う改正、授業料及び教育・施設充実費の改正）

附則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。ただし、改正後の表「文学研究科 前期課程及び後期課程の授業科目等」については、これを適用する。

附則

第1条 この学則は、令和3年4月1日から施行する。（学外実習費の改正、履修方法の一部正）

第2条 この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。ただし、第2条
第3項から第5項については、令和2年度から適用する。

附則

第1条 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

第2条 この学則の施行前に在学する学生については、第31条を除き、なお、従前の例に
る。

附則

第1条 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

第2条 この学則の施行前に在学する学生については、第31条を除き、なお、従前の例に
る。

附則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附則

第1条 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

第2条 この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

〈別表第1〉

令和3年4月1日より施行

入学検定料	文学研究科 家政学研究科 健康栄養学研究科 看護学研究科		30,000 円
入学金	文学研究科 家政学研究科 健康栄養学研究科 看護学研究科		200,000 円
授業料 (年額)	文学研究科 家政学研究科 健康栄養学研究科 看護学研究科		600,000 円
教育・施設充実費 (年額)	文学研究科	日本文学専攻	40,000 円
		英文学専攻	
		日本史学専攻	
		教育学専攻	72,000 円
	家政学研究科	食物栄養学専攻	120,000 円
		生活造形学専攻	88,000 円
	健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	104,000 円
	看護学研究科	看護学専攻	150,000 円
実習費 (学外実習費)	健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	10,000 円 (1週間当たり) (海外実習を除く)

	看護学研究科	看護学専攻 専門看護師コース	5,000 円（実習年度毎）（※1）
--	--------	-------------------	--------------------

上記別表に記した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

※1 実習委託先から「実習委託費」の請求がある場合、請求金額を別途徴収する。

〈別表第 2〉

長期履修学生

令和 5 年 4 月 1 日より施行

授業料 (年額)	文学研究科 家政学研究科 健康栄養学研究科 (修士課程のみ) 看護学研究科	博士前期課程	(長期履修 3 年) 400,000 円
		修士課程	(長期履修 4 年) 300,000 円
		博士後期課程	(長期履修 4 年) 450,000 円
			(長期履修 5 年) 360,000 円
			(長期履修 6 年) 300,000 円
教育・施設充実費 (年額)	文学研究科	日本文学専攻 英文学専攻 日本史学専攻	40,000 円
		教育学専攻	72,000 円
	家政学研究科	食物栄養学専攻	120,000 円
		生活造形学専攻	88,000 円
	健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	104,000 円
	看護学研究科	看護学専攻	150,000 円
実習費 (学外実習費)	健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	10,000 円 (1 週間当たり) (海外実習を除く)
	看護学研究科	看護学専攻専門看護師コース	5,000 円 (実習年度毎) (※1)

長期履修の場合、授業料のみ 年間授業料×標準修業年限÷長期履修期間 となる

(履修期間を変更する場合は、納入する授業料が修了時に 年間授業料×標準修業年限となるよう残余年数で按分する。)

上記別表に記した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

※1 実習委託先から「実習委託費」の請求がある場合、請求金額を別途徴収する。

共通科目（博士前期課程及び修士課程）

家政学研究科 文学研究科 健康栄養学研究科 看護学研究科

令和4年度以降入学生用

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
データサイエンス特論		2	
Academic English for Global Perspectives 特論		2	
Academic English for Global Perspectives 演習		2	

家政学研究科 教育課程の概要
食物栄養学専攻(博士前期課程)

令和7年度以降入学生用

授業科目	授業を行 う年次	単位数		備考	授業科目	授業を行 う年次	単位数		備考
		必修	選択				必修	選択	
食品化学特論	1又は2		2	☆	食品微生物学演習a	1又は2		2	※
食品分析学特論	1又は2		2	☆	食品微生物学演習b	1又は2		2	※
食品加工学特論	1又は2		2	※	栄養学演習a	1又は2		2	☆
調理科学特論	1又は2		2	※	栄養学演習b	1又は2		2	☆
食品衛生学特論	1又は2		2	※	栄養化学演習a	1又は2		2	※
食品微生物学特論	1又は2		2	※	栄養化学演習b	1又は2		2	※
栄養学特論	1又は2		2	☆	生化学演習Ⅰa	1又は2		2	※
栄養化学特論	1又は2		2	※	生化学演習Ⅰb	1又は2		2	※
生化学特論Ⅰ	1又は2		2	※	生化学演習Ⅱa	1又は2		2	☆
生化学特論Ⅱ	1又は2		2	☆	生化学演習Ⅱb	1又は2		2	☆
生物化学特論	1又は2		2	※	生物化学演習a	1又は2		2	※
生物統計学特論	1又は2		2	※	生物化学演習b	1又は2		2	※
栄養生理学特論	1又は2		2	☆	栄養生理学演習a	1又は2		2	☆
臨床栄養学特論Ⅰ	1又は2		2	※	栄養生理学演習b	1又は2		2	☆
臨床栄養学特論Ⅱ	1又は2		2		臨床栄養学演習Ⅰa	1又は2		2	※
臨床栄養管理学特論	1又は2		2		臨床栄養学演習Ⅰb	1又は2		2	※
病態栄養学特論	1又は2		2	☆	臨床栄養学演習Ⅱa	1又は2		2	
食品化学演習a	1又は2		2	☆	臨床栄養学演習Ⅱb	1又は2		2	
食品化学演習b	1又は2		2	☆	臨床栄養管理学演習a	1又は2		2	
食品分析学演習a	1又は2		2	☆	臨床栄養管理学演習b	1又は2		2	
食品分析学演習b	1又は2		2	☆	病態栄養学演習a	1又は2		2	☆
食品加工学演習a	1又は2		2	※	病態栄養学演習b	1又は2		2	☆
食品加工学演習b	1又は2		2	※	家政学研究特別講義a	1又は2	1		
調理科学演習a	1又は2		2	※	家政学研究特別講義b	1又は2	1		
調理科学演習b	1又は2		2	※	特別研究a	1又は2	7		
食品衛生学演習a	1又は2		2	※	特別研究b	1又は2	7		
食品衛生学演習b	1又は2		2	※	合 計		16	98	

- ◎ 博士前期課程共通科目、特別研究14単位及び必修科目を含め授業科目の中より任意に選択して、合計34単位以上を修得する。
- ◎ 教育職員免許状(専修)の所要資格を取得しようとする者は、※印(家庭科)又は☆(栄養)の科目から教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所定の単位(24単位以上)を修得しなければならない(但し、一種免許状を有している者)。
- (注)「1又は2」は、1年次又は2年次に開講する。
- ※ 本課程を修了するためには、研究指導を受けた上、修士論文を提出し審査及び試験に合格しなければならない。

家政学研究科 教育課程の概要
生活造形学専攻(博士前期課程)

令和7年度以降入学生用

授業科目	授業を行 う年次	単位数		備考	授業科目	授業を行 う年次	単位数		備考	
		必修	選択				必修	選択		
被服造形学特論	1又は2		2	※	被服造形学特別研究a	1又は2	1 4 （1 科目 7 単位 × 2 科目 ） *		*左記の 科目群の 中から同 一科目名 のa・bの 1組2科 目を原則 選択しな ければな らない。	
生活造形材料学特論	1又は2		2	※	被服造形学特別研究 b	1又は2				
服飾学特論	1又は2		2	*特論の 中から6 単位必 修	生活造形材料学特別研究a	1又は2				
生活環境生理学特論	1又は2		2		生活造形材料学特別研究 b	1又は2				
住生活文化学特論	1又は2		2		服飾学特別研究a	1又は2				
地域居住学特論	1又は2		2		服飾学特別研究 b	1又は2				
人間工学特論	1又は2		2		生活環境生理学特別研究a	1又は2				
家政教育学特論	1又は2		2		生活環境生理学特別研究 b	1又は2				
生活経営学特論	1又は2		2	※	住生活文化学特別研究a	1又は2				
生活プロジェクト特論	1又は2		2	※	住生活文化学特別研究 b	1又は2				
被服造形学演習a	1又は2		2	※	地域居住学特別研究a	1又は2				
被服造形学演習b	1又は2		2	※	地域居住学特別研究 b	1又は2				
生活造形材料学演習a	1又は2		2	※	人間工学特別研究a	1又は2				
生活造形材料学演習b	1又は2		2	※	人間工学特別研究 b	1又は2				
服飾学演習a	1又は2		2		家政教育学特別研究a	1又は2				
服飾学演習b	1又は2		2		家政教育学特別研究 b	1又は2				
生活環境生理学演習a	1又は2		2		生活経営学特別研究a	1又は2				
生活環境生理学演習b	1又は2		2		生活経営学特別研究 b	1又は2				
住生活文化学演習a	1又は2		2		※	生活プロジェクト特別研究a				1又は2
住生活文化学演習b	1又は2		2		※	生活プロジェクト特別研究 b				1又は2
地域居住学演習a	1又は2		2		※					
地域居住学演習b	1又は2		2		※					
人間工学演習a	1又は2		2		※					
人間工学演習b	1又は2		2		※					
家政教育学演習a	1又は2		2		※					
家政教育学演習b	1又は2		2		※					
生活経営学演習a	1又は2		2		※					
生活経営学演習b	1又は2		2		※					
生活プロジェクト演習a	1又は2		2							
生活プロジェクト演習b	1又は2		2							
家政学研究特別講義a	1又は2	1								
家政学研究特別講義b	1又は2	1								
					合 計		16	60		

◎ 共通科目（博士前期課程及び修士課程）、特別研究14単位及び必修科目を含め授業科目の中より任意に選択して、合計32単位以上を修得する。

◎ 教育職員免許状（専修）の所要資格を取得しようとする者は、※印の科目から教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所定の単位（24単位以上）を修得しなければならない（但し、一種免許状を有している者）。

（注）「1又は2」は、1年次又は2年次に開講する。

※ 本課程を修了するためには、研究指導を受けた上、修士論文を提出し審査及び試験に合格しなければならない。

※ 特別研究の備考欄については、令和4年度以降入学生にも適用する。

家政学研究科 博士後期課程 教育課程及び研究指導の概要

食物栄養学専攻・生活造形学専攻

令和2年度以降入学生用

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
食物栄養学特別研究Ⅰ		2	12単位 以上必修
食物栄養学特別研究Ⅱ		2	
食物栄養学特別研究Ⅲ		2	
食物栄養学特別研究Ⅳ		2	
食物栄養学特別研究Ⅴ		2	
食物栄養学特別研究Ⅵ		2	
生活造形学特別研究Ⅰ		2	
生活造形学特別研究Ⅱ		2	
生活造形学特別研究Ⅲ		2	
生活造形学特別研究Ⅳ		2	
生活造形学特別研究Ⅴ		2	
生活造形学特別研究Ⅵ		2	
食品化学特論・演習		2	
食品分析学特論・演習		2	
調理科学特論・演習		2	
食品衛生学特論・演習		2	
食品微生物学特論・演習		2	
栄養学特論・演習		2	
栄養化学特論・演習		2	
生化学特論・演習		2	
生物統計学特論・演習		2	
栄養生理学特論・演習		2	
臨床栄養学特論・演習		2	
病態栄養学特論・演習		2	
生活造形材料学特論・演習		2	
生活環境生理学特論・演習		2	
住生活文化学特論・演習		2	
地域居住学特論・演習		2	
人間工学特論・演習		2	
家政教育学特論・演習		2	
生活経営学特論・演習		2	

◎特別研究の修得順序は、原則としてⅠ→Ⅱ→Ⅲ→Ⅳ→Ⅴ→Ⅵとする。

◎授業科目を体系的に履修するために、授業科目の選択は指導教員の指導を受けるものとする。

【修了要件】

授業科目から12単位以上を修得しなければならない。

本課程を修了するには、研究指導を受けた上、博士論文を提出し、審査及び試験に合格しなければならない。

ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、前期課程と後期課程を通算して3年以上在学すれば足りるものとする。

文学研究科 前期課程及び後期課程の授業科目等
日本文学専攻

令和6年度以降入学生用

授業科目	単位数		備考	授業科目	単位数		備考
	必修	選択			必修	選択	
日本文学特論Ⅰa		2	※	日本文学演習Ⅴa		2	※
日本文学特論Ⅰb		2	※	日本文学演習Ⅴb		2	※
日本文学特論Ⅱa		2	※	日本語学演習Ⅰa		2	※
日本文学特論Ⅱb		2	※	日本語学演習Ⅰb		2	※
日本文学特論Ⅲa		2	※	日本語学演習Ⅱa		2	※
日本文学特論Ⅲb		2	※	日本語学演習Ⅱb		2	※
日本文学特論Ⅳa		2	8単位以上 必修	日本語学演習Ⅲa		2	※
日本文学特論Ⅳb		2		日本語学演習Ⅲb		2	※
日本文学特論Ⅴa		2		日本文学特殊研究Ⅰa		2	
日本文学特論Ⅴb		2		日本文学特殊研究Ⅰb		2	
日本語学特論Ⅰa		2	※	日本文学特殊研究Ⅱa		2	
日本語学特論Ⅰb		2	※	日本文学特殊研究Ⅱb		2	
日本語学特論Ⅱa		2	※	日本文学特殊研究Ⅲa		2	
日本語学特論Ⅱb		2	※	日本文学特殊研究Ⅲb		2	
日本語学特論Ⅲa		2	※	日本文学特殊研究Ⅳa		2	
日本語学特論Ⅲb		2	※	日本文学特殊研究Ⅳb		2	
日本文学演習Ⅰa		2	※	日本語学特殊研究a		2	
日本文学演習Ⅰb		2	※	日本語学特殊研究b		2	
日本文学演習Ⅱa		2	※	中国文学特殊研究a		2	
日本文学演習Ⅱb		2	※	中国文学特殊研究b		2	
日本文学演習Ⅲa		2	※	論文指導演習a	2		
日本文学演習Ⅲb		2	※	論文指導演習b	2		
日本文学演習Ⅳa		2	8単位以上 必修	学位論文	○		
日本文学演習Ⅳb		2					

- ◎ 前期課程の学生は備考欄に上げた必修単位数を充たした上、共通科目(博士前期課程及び修士課程)、自専攻又は他専攻の授業科目の単位を加えて、合計40単位以上修得しなければならない。
- ◎ 後期課程の学生は指導教員に係る授業科目12単位以上を修得するほか、自専攻又は他専攻の授業科目の単位を修得することが望ましい。
- ◎ 本大学院において教育職員免許状(専修免許状)を取得しようとする者は、自専攻の課程認定科目(※印)の中から教育職員免許法及び同法施行規則等に定める必要単位数(一種免許状+24単位以上)を修得しなければならない。ただし、該当する一種普通免許状を有する者に限る。
- ◎ 同一年度内の別の時間帯(昼と夜など)に、同一科目(講義や演習の内容が同じである)を履修する場合は、履修登録・単位認定は、いずれか一方のみとする。
- ◎ 論文指導演習は、必修科目とし、毎年履修しなければならない。

文学研究科 前期課程及び後期課程の授業科目等
英文学専攻

令和5年度以降入学生用

授業科目	単位数		備考	授業科目	単位数		備考
	必修	選択			必修	選択	
英文学特論Ⅰa		2	※	応用言語学演習(英語教育) a		2	※
英文学特論Ⅰb		2	※	応用言語学演習(英語教育) b		2	※
英文学特論Ⅱa		2	※	英語学演習a		2	※
英文学特論Ⅱb		2	※	英語学演習b		2	※
米文学特論Ⅰa		2	※	国際言語文化学演習a		2	※
米文学特論Ⅰb		2	※	国際言語文化学演習b		2	※
米文学特論Ⅱa		2	※	英文学特殊研究Ⅰa		2	
米文学特論Ⅱb		2	※	英文学特殊研究Ⅰb		2	
応用言語学特論(英語教育) a		2	※	英文学特殊研究Ⅱa		2	
応用言語学特論(英語教育) b		2	※	英文学特殊研究Ⅱb		2	
英語学特論a		2	※	米文学特殊研究Ⅰa		2	
英語学特論b		2	※	米文学特殊研究Ⅰb		2	
国際言語文化学特論a		2	※	米文学特殊研究Ⅱa		2	
国際言語文化学特論b		2	※	米文学特殊研究Ⅱb		2	
英文学演習Ⅰa		2	※	英語学特殊研究a		2	
英文学演習Ⅰb		2	※	英語学特殊研究b		2	
英文学演習Ⅱa		2	※	論文指導演習a	2		
英文学演習Ⅱb		2	※	論文指導演習b	2		
米文学演習Ⅰa		2	※	学位論文	○		
米文学演習Ⅰb		2	※				
米文学演習Ⅱa		2	※				
米文学演習Ⅱb		2	※				

- ◎ 前期課程の学生は備考欄に上げた必修単位数を充たした上、共通科目(博士前期課程及び修士課程)、自専攻又は他専攻の授業科目の単位を加えて、合計40単位以上修得しなければならない。
- ◎ 後期課程の学生は指導教員に係る授業科目12単位以上を修得するほか、自専攻又は他専攻の授業科目の単位を修得することが望ましい。
- ◎ 本大学院において教育職員免許状(専修免許状)を取得しようとする者は、自専攻の課程認定科目(※印)の中から教育職員免許法及び同法施行規則等に定める必要単位数(一種免許状+24単位以上)を修得しなければならない。ただし、該当する一種普通免許状を有する者に限る。
- ◎ 同一年度内の別の時間帯(昼と夜など)に、同一科目(講義や演習の内容が同じである)を履修する場合は、履修登録・単位認定は、いずれか一方のみとする。
- ◎ 論文指導演習は、必修科目とし、毎年履修しなければならない。

文学研究科 前期課程及び後期課程の授業科目等
日本史学専攻

令和4年度以降入学生用

授業科目	単位数		備考	授業科目	単位数		備考
	必修	選択			必修	選択	
日本史学特論Ⅰa		2	※	日本史学演習Ⅵb		2	
日本史学特論Ⅰb		2	※	日本民俗学演習a		2	※
日本史学特論Ⅱa		2	※	日本民俗学演習b		2	※
日本史学特論Ⅱb		2	※	日本史学特殊研究Ⅰa		2	
日本史学特論Ⅲa		2	※	日本史学特殊研究Ⅰb		2	
日本史学特論Ⅲb		2	※	日本史学特殊研究Ⅱa		2	
日本史学特論Ⅳa		2	※	日本史学特殊研究Ⅱb		2	
日本史学特論Ⅳb		2	※	日本史学特殊研究Ⅲa		2	
日本史学特論Ⅴa		2	※	日本史学特殊研究Ⅲb		2	
日本史学特論Ⅴb		2	※	日本史学特殊研究Ⅳa		2	
日本史学特論Ⅵa		2		日本史学特殊研究Ⅳb		2	
日本史学特論Ⅵb		2		日本史学特殊研究Ⅴa		2	
日本民俗学特論a		2	※	日本史学特殊研究Ⅴb		2	
日本民俗学特論b		2	※	東洋史学特殊研究a		2	※
日本史学演習Ⅰa		2	※	東洋史学特殊研究b		2	※
日本史学演習Ⅰb		2	※	西洋史学特殊研究a		2	※
日本史学演習Ⅱa		2	※	西洋史学特殊研究b		2	※
日本史学演習Ⅱb		2	※	東洋史学演習a		2	※
日本史学演習Ⅲa		2	※	東洋史学演習b		2	※
日本史学演習Ⅲb		2	※	西洋史学演習a		2	※
日本史学演習Ⅳa		2	※	西洋史学演習b		2	※
日本史学演習Ⅳb		2	※	論文指導演習a	2		
日本史学演習Ⅴa		2	※	論文指導演習b	2		
日本史学演習Ⅴb		2	※	学位論文	○		
日本史学演習Ⅵa		2					

- ◎ 前期課程の学生は備考欄に上げた必修単位数を充たした上、共通科目(博士前期課程及び修士課程)、自専攻又は他専攻の授業科目の単位を加えて、合計40単位以上修得しなければならない。
- ◎ 後期課程の学生は指導教員に係る授業科目12単位以上を修得するほか、自専攻又は他専攻の授業科目の単位を修得することが望ましい。
- ◎ 本大学院において教育職員免許状(専修免許状)を取得しようとする者は、自専攻の課程認定科目(※印)の中から教育職員免許法及び同法施行規則等に定める必要単位数(一種免許状+24単位以上)を修得しなければならない。ただし、該当する一種普通免許状を有する者に限る。
- ◎ 同一年度内の別の時間帯(昼と夜など)に、同一科目(講義や演習の内容が同じである)を履修する場合は、履修登録・単位認定は、いずれか一方のみとする。
- ◎ 論文指導演習は、必修科目とし、毎年履修しなければならない。

文学研究科 前期課程及び後期課程の授業科目等
教育学専攻

令和5年度以降入学生用

授業科目	単位数		備考	授業科目	単位数		備考
	必修	選択			必修	選択	
教育学特論Ⅰa		2	※	教育学演習Ⅳa		2	※
教育学特論Ⅰb		2	※	教育学演習Ⅳb		2	※
教育学特論Ⅱa		2	※	教育学演習Ⅴa		2	
教育学特論Ⅱb		2	※	教育学演習Ⅴb		2	
教育学特論Ⅲa		2	※	教育心理学演習Ⅰa		2	※
教育学特論Ⅲb		2	※	教育心理学演習Ⅰb		2	※
教育学特論Ⅳa		2	※	教育心理学演習Ⅱa		2	
教育学特論Ⅳb		2	※	教育心理学演習Ⅱb		2	
教育学特論Ⅴa		2		教育心理学演習Ⅲa		2	
教育学特論Ⅴb		2		教育心理学演習Ⅲb		2	
教育心理学特論Ⅰa		2	※	臨床心理学演習Ⅰa		2	※
教育心理学特論Ⅰb		2	※	臨床心理学演習Ⅰb		2	※
教育心理学特論Ⅱa		2		臨床心理学演習Ⅱa		2	※
教育心理学特論Ⅱb		2		臨床心理学演習Ⅱb		2	※
教育心理学特論Ⅲa		2		教育学特殊研究Ⅰa		2	
教育心理学特論Ⅲb		2		教育学特殊研究Ⅰb		2	
臨床心理学特論Ⅰa		2	※	教育学特殊研究Ⅱa		2	
臨床心理学特論Ⅰb		2	※	教育学特殊研究Ⅱb		2	
臨床心理学特論Ⅱa		2	※	教育学特殊研究Ⅲa		2	
臨床心理学特論Ⅱb		2	※	教育学特殊研究Ⅲb		2	
教育学演習Ⅰa		2	※	教育学特殊研究Ⅳa		2	
教育学演習Ⅰb		2	※	教育学特殊研究Ⅳb		2	
教育学演習Ⅱa		2	※	論文指導演習a	2		
教育学演習Ⅱb		2	※	論文指導演習b	2		
教育学演習Ⅲa		2	※	学位論文	○		
教育学演習Ⅲb		2	※				

- ◎ 前期課程の学生は備考欄に上げた必修単位数を充たした上、共通科目(博士前期課程及び修士課程)、自専攻又は他専攻の授業科目の単位を加えて、合計40単位以上修得しなければならない。
- ◎ 後期課程の学生は指導教員に係る授業科目12単位以上を修得するほか、自専攻又は他専攻の授業科目の単位を修得することが望ましい。
- ◎ 本大学院において教育職員免許状(専修免許状)を取得しようとする者は、自専攻の課程認定科目(※印)の中から教育職員免許法及び同法施行規則等に定める必要単位数(一種免許状+24単位以上)を修得しなければならない。ただし、該当する一種普通免許状を有する者に限る。
- ◎ 同一年度内の別の時間帯(昼と夜など)に、同一科目(講義や演習の内容が同じである)を履修する場合は、履修登録・単位認定は、いずれか一方のみとする。
- ◎ 論文指導演習は、必修科目とし、毎年履修しなければならない。

健康栄養学研究科 教育課程の概要

健康栄養学専攻（修士課程）

令和4年度以降入学生用

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
健康栄養学概論	2		必修
栄養生理学・疫学特論		2	4単位以上選択必修
食品機能・加工学特論		2	
分子栄養学特論		2	
健康科学特論		2	
給食経営管理特論		2	
社会福祉特論		2	
栄養衛生学特論		2	
国際栄養学特論		2	
食生活特論		2	
スポーツ栄養学特論		2	
予防栄養学・医学特論		2	
臨床栄養学・医学特論		2	
食品・臨床分析学演習		1	
運動・機能生理学フィールドワーク		1	
臨床栄養管理学フィールドワーク		2	
国際栄養フィールドワーク		2	
健康栄養学特別総合研究	10		必修
合 計	12	30	

◎ 共通科目（博士前期課程及び修士課程）、健康栄養学特別総合研究10単位及び必修科目を含め授業科目の中より任意に合計30単位以上を修得する。

◎ 本課程を修了するには、研究指導を受けた上、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格しなければならない。

看護学研究科 教育課程の概要
看護学専攻（博士前期課程）

令和5年度以降入学生用

授 業 科 目	単位数		備 考	授 業 科 目	単位数		備 考
	必 修	選 択			必 修	選 択	
看護教育論		2		慢性看護学方法論Ⅱ		2	
看護マネジメント論		2		慢性看護ケアシステム論		2	
看護理論	2			慢性看護実習Ⅰ		4	
看護研究方法論Ⅰ	2			慢性看護実習Ⅱ		4	
看護研究方法論Ⅱ		2		慢性看護実習Ⅲ		2	
コンサルテーション論		2		小児看護学特論Ⅰ		2	
看護倫理展開論		2		小児看護学特論Ⅱ		2	
看護政策論		2		小児看護学方法論Ⅰ		2	
フィジカルアセスメント		2		小児看護学方法論Ⅱ		2	
病態生理学		2		小児保健医療福祉論		2	
臨床薬理学		2		小児看護実習Ⅰ		2	
看護ケア・教育学特論Ⅰ		2		小児看護実習Ⅱ		2	
看護ケア・教育学特論Ⅱ		2		小児看護実習Ⅲ		4	
看護情報学特論		2		小児看護実習Ⅳ		2	
遠隔看護特論		2		演習Ⅰ		2	
地域看護学特論Ⅰ		2		演習Ⅱa		2	
地域看護学特論Ⅱ		2		演習Ⅱb		2	
看護実践デザイン特論Ⅰ		2		高齢者高度実践看護演習Ⅰ		2	
看護実践デザイン特論Ⅱ		2		高齢者高度実践看護演習Ⅱ		2	
成人看護学特論		2		慢性高度実践看護演習Ⅰ		2	
精神看護学特論Ⅰ		2		慢性高度実践看護演習Ⅱ		2	
精神看護学特論Ⅱ		2		小児高度実践看護演習Ⅰ		2	
精神看護学方法論		2		小児高度実践看護演習Ⅱ		2	
母性看護学特論Ⅰ		2		研究セミナー		4	
母性看護学特論Ⅱ		2		特別研究		6	
高齢者看護学特論		2		高齢者高度実践看護課題研究		2	
高齢者看護学対象論		2		慢性高度実践看護課題研究		2	
高齢者看護学方法論Ⅰ		2		小児高度実践看護課題研究		2	
高齢者看護学方法論Ⅱ		2					
高齢者コミュニティサポートシステム論		2					
高齢者看護実習Ⅰ		2					
高齢者看護実習Ⅱ		3					
高齢者看護実習Ⅲ		3					
高齢者看護実習Ⅳ		2					
慢性看護学特論Ⅰ		2					
慢性看護学特論Ⅱ		2					
慢性看護学方法論Ⅰ		2					

- ◎ 専門看護師コースの場合、共通科目(博士前期課程及び修士課程)、「高齢者性高度実践看護課題研究」(2単位)又は「慢性高度実践看護課題研究」(2単位)又は「小児高度実践看護課題研究」(2単位)及び必修科目を含め、授業科目の中より任意に選択して、合計40単位以上を修得する。
- ◎ 研究コースの場合、共通科目(博士前期課程及び修士課程)、「特別研究」(6単位)及び必修科目を含め、授業科目の中より任意に選択して、合計30単位以上を修得する。
- ◎ 本課程を修了するには、研究指導を受けた上、修士論文(特定の課題についての研究の成果を含む。)を提出し、審査及び最終試験に合格しなければならない。

看護学研究科 教育課程の概要
看護学専攻(博士後期課程)

令和5年度以降入学生用

授 業 科 目	単位数		備 考
	必 修	選 択	
理論看護学	2		
看護学研究	2		
看護ケア・教育学特論		2	
看護情報学特論		2	
高齢者高度実践看護学特論		2	
地域看護学特論		2	
看護サービスイノベーション特論		2	
精神健康看護学特論		2	
小児看護学特論		2	
母性看護学特論		2	
看護学演習	2		

◎本課程を修了するには、研究指導を受けた上、博士論文を提出し、審査及び試験に合格しなければならない。

【修了要件】

授業科目から必修科目を含め14単位以上を修得しなければならない。

本課程を修了するには、研究指導を受けた上、博士論文を提出し、審査及び試験に合格しなければならない。